

検定による教育職員免許状申請書記入方法 (教育職員免許法附則第18項適用)

- 1 教育職員検定願（様式は、山梨県教育委員会ホームページからダウンロード可）
 - ① 収入証紙は、免許状1部につき5,000円分の山梨県収入証紙を貼付すること。
(山梨県収入証紙は、県内の山梨中央銀行本・支店等で購入可能。)
 - ② 本籍地は、都道府県のみ記入すること。
 - ③ 氏名は、戸籍上の氏名の字体と一致させること。
 - ④ 根拠法令は、教育職員免許法第6条である。
 - ⑤ 免許状の種類は、教育職員免許法に定める名称で記入すること。(注意1)

- 2 履歴書（様式は、山梨県教育委員会ホームページからダウンロード可）
 - ① 学歴は、小学校の入学時から記入し、中学校、高等学校、大学等、順次記入すること。
 - ② 資格欄には取得している教員免許状・保育士免許状を記入すること。
 - ③ 職歴は、採用時から配置された園・施設等を順にすべてを記入すること。

- 3 宣誓書（様式は、山梨県教育委員会ホームページからダウンロード可）
 - ① 3号は、禁錮以上の刑に処せられた者。
 - ② 4号は、免許状が失効し、当該失効の日から3年を経過しない者。
 - ③ 5号は、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者。
 - ④ 6号は、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

- 4 人物に関する証明書（様式は、山梨県教育委員会ホームページからダウンロード可）学校・施設等の長が記入すること。
なお、証明者は「所轄庁」となるので注意すること。
「所轄庁」とは、大学附置の施設等の教員・職員にあってはその大学の学長、大学附置以外の幼稚園等の教員・職員にあってはその施設等を所轄する教育委員会、県立学校の教員・職員にあっては学校長、私立学校・施設等にあってはその私立学校・施設等を設置する学校法人等の理事長である。

- 5 実務に関する証明書（様式は、山梨県教育委員会ホームページからダウンロード可）
 - ① 勤務した施設の長が記入すること。
 - ② 勤務しなかった期間がある者は、その期間・理由も必ず記載すること。
 - ③ 特例として認められる勤務期間等（3年かつ4320時間以上）について、複数の施設での実務経験を合算する場合は、必ず、それぞれの施設の証明書を提出すること。

6 教科に関する証明書（様式は、山梨県教育委員会ホームページからダウンロード可）

- ① 勤務した施設の長が記入すること。
- ② 「実務に関する証明書」の勤務期間・時間等が合致するよう記載すること。
- ③ 担任は、「〇歳児担任」等と記載すること。
- ④ 総時数は、週で計算すること。

7 身体に関する証明書（半年以内の日付のものに限る）

原則として当様式によるものとし、病院等で証明してもらうこと

ただし、職場での健康診断や人間ドック受診により当該様式の内容（医師による所見）が含まれている場合は、当該診断書の写しで代用することが可能。

8 免許状・資格証の写し

基礎となる免許状・資格証等をA4の大きさにコピーし、コピーした免許状の余白に、現在勤務している施設等の長の原本と相違ない旨の証明を行うこと。

9 戸籍抄本（半年以内の日付けのものに限る）

10 学力に関する証明書（免許状申請に必要な単位修得証明書）

11 基礎資格証明書（幼稚園教諭1種免許状取得希望者のみ）

卒業証明書1部 ※学士の学位を有することを確認するため

12 返信用封筒

A4サイズの紙がそのまま入る封筒に郵便番号、住所、氏名（～様）を記入し、120円切手を貼付すること。

13 書類の提出

本人による持参又は郵送にて対応。持参の場合は、事前に来課予定日時の予約を入れたうえで提出願います。

検定願の下部余白に、平日の日中に連絡のとれる電話番号を必ず記入願います。

郵送の場合：〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当 TEL055(223)1755

注意1（記載例）幼稚園教諭1種免許状、幼稚園教諭2種免許状

注意2 山梨県にお住まいの方のみ、申請を受け付けます。

注意3 毎年1月～3月末までは大学の一括申請対応期間ですので、個人申請は受け付けません。